

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第20条
許認可等の種類	河川管理者以外の者が行う河川工事等の承認
法令の定め	河川法第20条 河川管理者以外の者は、第11条、第16条の3第1項、第17条第1項及び第18条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。
審査基準	河川工事等の承認を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで承認することができる。 ① 河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。 ② 当該河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。 ③ 周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。 ④ 動植物等の河川環境への配慮がなされるとともに、河川環境管理基本計画との整合が図られていること。
標準処理期間	①河川工事の承認 総期間 60日間 経由機関 15日間 (建設管理部出張所) 経由機関 15日間 (建設管理部用地管理室維持管理課) 処分機関 30日間 (建設部建設政策局維持管理防災課)  ②河川工事 (河床の掘削工事であって公募により当該工事を行う者を決定するものに限る。) 及び河川の維持の承認 総期間 45日間 経由機関 15日間 (建設管理部出張所) 処分機関 30日間 (建設管理部用地管理室維持管理課)
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号: )
申請先等	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
備考	公表アドレス: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第23条 (河川法第79条第1項及び河川法施行令第45条第4号の準特定水利使用)
許認可等の種類	流水の占用の許可 (流水の占用の許可に関する法第24条、第26条第1項、第27条第1項の許可を含む)
法令の定め	河川法第23条 河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、第23条の2に規定する発電のために河川の流水を占有しようとする場合は、この限りでない。
審査基準	河川の流水の占用の許可並びにこれに関する法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可を行うことができる。 ① 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。 ② 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。 ③ 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。 ④ 流水の占有のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項 (工作物の新築等の許可) の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。
標準処理期間	①流水占用の許可、変更許可 総期間 360日間 { 経由機関 20日間 (建設管理部出張所) 協議機関 40日間 (建設管理部用地管理室維持管理課) 処分機関 210日間 (国土交通大臣) 処分機関 90日間 (建設部建設政策局維持管理防災課) ②流水占用の更新の許可 総期間 60日間 { 経由機関 20日間 (建設管理部出張所) 処分機関 40日間 (建設管理部用地管理室維持管理課) (注) 流水占用の登録に係るものは、河川法第23条の2に記載
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通) 建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号: )
申請先等	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第23条
許認可等の種類	流水の占用の許可 (流水の占用の許可に関する法第24条、第26条第1項、第27条第1項の許可を含む)
法令の定め	河川法第23条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、第23条の2に規定する発電のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。
審査基準	河川の流水の占用の許可並びにこれに関する法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可を行うことができる。 ① 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。 ② 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。 ③ 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。 ④ 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項 (工作物の新築等の許可) の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。
標準処理期間 申請先等	①流水占用の許可、変更許可 総期間 150日間 ( 経由機関 20日間 (建設管理部出張所) 処分機関 40日間 (建設管理部用地管理室維持管理課) 処分機関 90日間 (建設部建設政策局維持管理防災課) ②流水占用の許可 (単純減量申請に係るもの) 総期間 60日間 ( 経由機関 20日間 (建設管理部出張所) 処分機関 40日間 (建設管理部用地管理室維持管理課) ③流水占用の更新の許可 総期間 40日間 ( 経由機関 10日間 (建設管理部出張所) 処分機関 30日間 (建設管理部用地管理室維持管理課) (注) 流水占用の登録に係るものは、河川法第23条の2に記載
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通) 建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号: )
申請先等	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
備考	公表アドレス: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第23条の2
許認可等 の種類	流水の占用の登録 (流水の占用の登録に関する法第24条、第26条第1項、第27条第1項の許可を含む)
法令の定め	<p>河川法第23条の2</p> <p>前条の許可を受けた水利使用 (流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。) のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。</p> <p>河川法施行令第14条の2</p> <p>法第二十三条の二の政令で定める流水は、ダム又は堰せき (第二号において「ダム等」という。) から専ら次に掲げる場合に放流される流水とする。ただし、魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除く。</p> <p>一 河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき。</p> <p>二 ダム等の洪水調節容量を確保するために必要なとき。</p> <p>三 法第二十三条の許可を受けた水利使用 (発電以外のためにするものに限る。) のために必要なとき。</p>
審査基準	別紙に掲げる登録の拒否に係る要件に該当しないこと。
標準処理期間	<p>①流水占用の登録のみのもの (変更登録、登録の更新含む)</p> <p>総期間 30日間 経由機関 5日間 (建設管理部出張所)</p> <p>経由機関 10日間 (建設管理部用地管理室維持管理課)</p> <p>処分機関 15日間 (建設部建設政策局維持管理防災課)</p> <p>②流水占用の登録、変更登録 (第26条第1項、第27条第1項の許可を含むもの)</p> <p>総期間 90日間 経由機関 15日間 (建設管理部出張所)</p> <p>経由機関 25日間 (建設管理部用地管理室維持管理課)</p> <p>処分機関 50日間 (建設部建設政策局維持管理防災課)</p> <p>(注) 流水占用の許可に係るものは、河川法第23条に記載</p>
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通)
申請先等	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別紙) [流水の占用の登録を拒否する場合]

河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)

(登録の拒否)

第二十三条の四 河川管理者は、第二十三条の二の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。
- 二 申請者が第七十五条第一項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
- 三 申請者が法人又は団体であつて、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。
- 四 第二十三条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるときは、当該申請者が当該申請に係る流水の占有について当該許可を受けた者の同意を得ていないとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める場合に該当するとき。

河川法施行規則 (昭和40年2月13日建設省令第7号)

(流水の占用の登録を拒否する場合)

第十一条の四 法第二十三条の四第五号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 令第十四条の二に規定する流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、次に掲げる者の同意を得ていない場合
  - イ 申請者と当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する流水の占有について法第二十三条の許可を受けた者とが異なるときは、当該許可を受けた者
  - ロ 申請者と当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する令第十四条の二に規定する流水が放流されるダム又は堰せきを設置した者とが異なるときは、当該ダム又は堰せきを設置した者
- 二 令第十四条の二に規定する流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、河川に新たに減水区間を生じさせる場合
- 三 申請に係る流水の占有に係る水利使用に関して必要な法第二十四条又は第二十六条第一項の許可を受ける見込みがない場合
- 四 申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事項の記載が欠けている場合

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第24条
許認可等の種類	土地の占用の許可
法令の定め	河川法第24条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。
審査基準	河川区域における土地の占用の許可を行うに当たっては、「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日付建設省河政発第67号建設事務次官通達)により審査したうえで許可を行うことができる。(別紙参照)
標準処理期間	①土地占用の許可(流水の占用の許可又は登録に関するものを除く) 総期間 55日間 経由機関 15日間(建設管理部出張所) 協議機関 20日間(関係市町村等) 処分機関 20日間(建設管理部用地管理室維持管理課)
	②土地占用の許可(占用期間が1年未満で水利使用に係らないもの) 総期間 40日間 協議機関 20日間(関係市町村等) 処分機関 20日間(建設管理部出張所)
	③土地占用の許可(軽微な変更等の場合で、流水の占用の許可又は登録に関するものを除く) 総期間 35日間 経由機関 15日間(建設管理部出張所) 処分機関 20日間(建設管理部用地管理室維持管理課)
	④土地占用の許可(軽微な変更等の場合で、占用期間が1年未満で水利使用に係らないもの) 総期間 20日間 処分機関 20日間(建設管理部出張所)
	(注) 流水占用に係るものは、河川法第23条又は第23条の2に記載
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課(電話番号: ) 建設管理部出張所施設保全室(電話番号: )
申請先等	建設管理部出張所施設保全室(電話番号: )
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室(電話番号: )
備考	公表アドレス: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別紙) [審査基準]

「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日建設省河政発第67号建設事務次官通達)(抜粋)

(治水上又は利水上の基準)

第8 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。

2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令(昭和40年政令第14号)第1条第2項に規定する遊水池における占用については、適用しない。

一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。

二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。

三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況を発生させないものであること。

四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的に弱い場所に設置するものでないこと。

五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。

3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の栽植等に係る基準(以下「植樹基準」という。)によるものとする。

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第25条
許認可等の種類	土石等の採取の許可
法令の定め	河川法第25条 河川区域内の土地において土石(砂を含む。)を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。
審査基準	河川区域における土石等の採取の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができる。 ① 河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい支障が生じるものではないこと。 ② 申請者の事業計画が妥当であるとともに、当該土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。 ③ 砂利等の採取については、「砂利等採取許可準則」(昭和41年6月1日建設事務次官通達)によること。 ④ 竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。
標準処理期間	総期間 35日間 経由機関 15日間(建設管理部出張所) 処分機関 20日間(建設管理部用地管理室維持管理課)
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課(電話番号: )
申請先等	建設管理部出張所施設保全室(電話番号: )
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室(電話番号: )
備考	公表アドレス: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
根拠条項	河川法第26条第1項
許認可等の種類	工作物の新築等の許可
法令の定め	河川法第26条第1項 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。
審査基準	河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができる。 ① 治水上又は利水上の支障を生じるおそれがないこと。 この場合において、治水上又は利水上の支障の有無を検討するに当たっては、以下に掲げる事項について、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。 イ. 工作物の一般的な技術基準について、〔河川管理施設等構造令〕（昭和51年政令第199号） ロ. 設置について、「工作物設置許可基準」及び「河川区域内における樹木の伐採植樹基準（平成10年6月19日付け建設省河発第72号建設省河川局治水課長通達） ハ. 土木工学上の安定計算等について、「河川砂防技術基準（案）」等 ② 社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。 ③ 当該河川の利用の実態からみて、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。 ④ 当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。
標準処理期間	①工作物の新築等の許可、変更許可（流水の占用の許可又は登録に関するものを除く） 総期間 35日間 経由機関 15日間（建設管理部出張所） 処分機関 20日間（建設管理部用地管理室維持管理課） ②仮設工作物新築等の許可、変更許可（水利使用に係るものを除き、出張所専決事項に限る） 総期間 20日間 処分機関 20日間（建設管理部出張所） （注）流水占用に係るものは、河川法第23条又は第23条の2に記載
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ） 建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
申請先等	建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
根拠条項	河川法第27条第1項
許認可等の種類	土地の掘削等の許可
法令の定め	河川法第27条第1項 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（第26条第1項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。
審査基準	河川区域における土地の掘削等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができる。 ① 当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。 ② 当該土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。
標準処理期間	①土地の掘削等の許可 総期間 35日間 経由機関 15日間（建設管理部出張所） 処分機関 20日間（建設管理部用地管理室維持管理課） ②土地の掘削等の許可（出張所専決事項に限る） 総期間 20日間 処分機関 20日間（建設管理部出張所）
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ） 建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
申請先等	建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第28条
許認可等の種類	竹木の流送等の禁止、制限又は許可
法令の定め	河川法第28条 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。
審査基準	竹木の流送等の許可を行うに当たっては、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障の有無について審査を行い、支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。
標準処理期間	《二級河川における竹木の流送の許可》 総期間 35日間 経由機関 15日間 (建設管理部出張所) 処分機関 20日間 (建設管理部用地管理室維持管理課)
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号: )
申請先等	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
備考	公表アドレス: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第29条第1項
許認可等の種類	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可
法令の定め	河川法第29条 第23条から第28条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。
審査基準	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができる。 ① 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合 イ. 人体や生物に有害であると認められるものでないこと。 ロ. 流水を著しく汚濁するおそれがないものであること。 ② 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合 イ. 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものでないこと。 ロ. 残土等の一時的な仮置きについては、土石、竹木その他の物件を、河川工事又は河川区域内に他の行為によってやむを得ず一時的に仮置きする場合において、出水時への対応措置が講じられていること。
標準処理期間	《河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可》 総期間 20日間 経由機関 5日間 (建設管理部出張所) 処分機関 15日間 (建設管理部用地管理室維持管理課)
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号: )
申請先等	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第30条第1項
許可等類 の種類	許可工作物の完成の検査
法令の定め	河川法第30条第1項 第26条第1項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。
審査基準	完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模その他の河川法第26条第1項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させること。 なお、第44条第1項のダムについては、ダム検査規程 (昭和43年建設省訓令第2号) によるものとする。
標準処理期間	①流水の占用に係る許可工作物の検査 総期間 60日間 経由機関 5日間 (建設管理部出張所) 経由機関 15日間 (建設管理部用地管理室維持管理課) 処分機関 40日間 (建設部建設政策局維持管理防災課)  ②その他の許可工作物の検査 総期間 20日間 経由機関 5日間 (建設管理部出張所) 処分機関 15日間 (建設管理部用地管理室維持管理課)
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通) 建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号: )
申請先等	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
根拠条項	河川法第30条第2項
許認可等の種類	完成前の許可工作物の一部使用の承認
法令の定め	河川法第30条第2項 第30条第1項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。
審査基準	完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、当該工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施工方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができる。 ① 使用しようとする部分について、法第30条第1項の完成検査の例により検査を受け、当該検査に合格したものであること。 ② 一部使用することによる河川管理上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。 ③ 一部使用しようとする目的が、当該工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。
標準処理期間	①流水の占用に係る許可工作物の検査 総期間 60日間 経由機関 5日間（建設管理部出張所） 経由機関 15日間（建設管理部用地管理室維持管理課） 処分機関 40日間（建設部建設政策局維持管理防災課） ②その他の許可工作物の検査 総期間 20日間 経由機関 5日間（建設管理部出張所） 処分機関 15日間（建設管理部用地管理室維持管理課）
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ（電話番号:011-204-5551 直通） 建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）
申請先等	建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
根拠条項	河川法第34条第1項
許認可等の種類	権利譲渡の承認
法令の定め	河川法第34条第1項 第23条、第24条若しくは第25条までの許可又は第23条の2の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。
審査基準	第23条から第25条までの規定による許可又は第23条の2の登録に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができる。 ① 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。 ② 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。
標準処理期間	①流水の占有の許可に関するものを除く 総期間 30日間 経由機関 10日間（建設管理部出張所） 処分機関 20日間（建設管理部用地管理室維持管理課） ②流水の占有に係るもの 総期間 40日間 経由機関 5日間（建設管理部出張所） 経由機関 15日間（建設管理部用地管理室維持管理課） 処分機関 20日間（建設部建設政策局維持管理防災課） ③流水の占有に係るもの（国土交通大臣の認可又は同意の必要なもの） 総期間 90日間 経由機関 5日間（建設管理部出張所） 経由機関 15日間（建設管理部用地管理室維持管理課） 協議機関 50日間（国土交通大臣） 処分機関 20日間（建設部建設政策局維持管理防災課）
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ（電話番号:011-204-5551 直通） 建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）
申請先等	建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第47条第1項
許認可等の種類	ダムの操作規程の承認
法令の定め	河川法第47条第1項 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。 これを変更しようとするときも、同様とする。
審査基準	<p>ダムの操作規定の承認を行うに当たっては、当該ダムについて河川法第30条の規定による河川管理者の完成検査に合格しているか、若しくは合格する見込みがある場合、又は工事完成前のダムの使用について河川管理者の承認を受けているか、若しくは受ける見込みのある場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができる。</p> <p>① 貯留及び放流の方法に関して、放流の規制、洪水時における放流及び貯留の仕方、操作の基準となる水位、流量等の測定の仕方、洪水警戒時に取りべき措置等が具体的に定められていること。</p> <p>② ダム、貯水池、操作のための機械器具、電源設備、観測施設、警報設備等の点検及び整備に関する事項が定められていること。</p> <p>③ 河川法第45条に規定するダムの設置者の観測義務について具体的な実施の方法が定められていること。</p> <p>④ 河川法第48条に規定する放流の際の危害防止のための措置の実施の方法が具体的に定められていること。</p> <p>⑤ ①から④までに定める事項以外で操作の方法に関して必要な事項が定められていること。</p>
標準処理期間	<p>総期間 50日間</p> <p>経由機関 5日間 (建設管理部出張所)</p> <p>経由機関 15日間 (建設管理部用地管理室維持管理課)</p> <p>処分機関 30日間 (建設部建設政策局維持管理防災課)</p>
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通)
申請先等	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
根拠条項	河川法第53条の2第1項
許認可等の種類	渇水時における水利使用の特例
法令の定め	河川法第53条の2第1項 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となった他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第二十三条及び第二十四条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。
審査基準	これまで処分事例がないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	審査基準と同様の理由のため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ（電話番号:011-204-5551 直通）
申請先等	建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第55条第1項
許認可等の種類	河川保全区域内の行為の許可
法令の定め	河川法第55条第1項 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 1 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 2 工作物の新築又は改築
審査基準	河川保全区域における許可を行うに当たっては、河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じることがない場合に許可することができる。
標準処理期間	総期間 20日間 経由機関 5日間 (建設管理部出張所) 処分機関 15日間 (建設管理部用地管理室維持管理課)
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号: )
申請先等	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
備考	公表アドレス: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
根拠条項	河川法第57条第1項
許認可等の種類	河川予定地内の行為の許可
法令の定め	河川法第57条第1項 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 ただし、政令で定める行為については、この限りではない。 1 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 2 工作物の新築又は改築
審査基準	河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、当該河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。
標準処理期間	総期間 20日間 経由機関 5日間（建設管理部出張所） 処分機関 15日間（建設管理部用地管理室維持管理課）
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）
申請先等	建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
根拠条項	河川法第58条の4第1項
許認可等の種類	河川保全立体区域内の行為の許可
法令の定め	河川法第58条の4第1項 河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為についてはこの限りではない。 一 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 二 工作物の新築、改築又は除却 三 載荷重が一平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積
審査基準	これまで処分事例がないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	審査基準と同様の理由のため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ（電話番号:011-204-5551 直通）
申請先等	建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第58条の6第1項
許認可等の種類	河川予定立体区域内の行為の許可
法令の定め	河川法第58条の6第1項 河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 一 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 二 工作物の新築又は改築
審査基準	これまで処分事例がないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	審査基準と同様の理由のため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通)
申請先等	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
根拠条項	河川法第58条の8第1項
許認可等の種類	河川協力団体の指定
法令の定め	河川法第58条の8第1項 河川管理者は、第58条の9に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。
審査基準	これまで処分事例がないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	審査基準と同様の理由のため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ（電話番号:011-204-5551 直通）
申請先等	建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	砂利採取法 (昭和43年5月30日法律第74号)
根拠条項	砂利採取法第16条
許認可等の種類	砂利採取計画の認可
法令の定め	<p>砂利採取法第16条</p> <p>砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の認可を受けなければならない。</p> <p>一 次号に掲げる場合以外の場合 当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。以下この章（第二十八条第二項を除く。）及び第四十三条において同じ。）</p> <p>二 当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域（同法第五十八条の二第一項の規定により指定されたものを含む。）、同法第五十四条第一項に規定する河川保全区域及び同法第五十八条の三第一項に規定する河川保全立体区域をいう。以下同じ。）の区域内にある場合 当該河川区域等に係る同法第七条に規定する河川管理者（同法第九条第二項若しくは第五項、第十一条第三項又は第九十八条の規定により、同法第二十六条第一項及び第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項及び第五十八条の四第一項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限を代わつて行い、又はその権限の委任を受けた者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。）</p> <p>砂利採取法第19条</p> <p>都道府県知事又は河川管理者は、第16条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行う砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。</p>
審査基準	<p>「砂利採取許可準則について」（昭和41年6月1日建設事務次官通達）</p> <p>「砂利採取計画認可準則について」</p> <p>（昭和43年10月2日 43化局第491号 建河政発第99号 通商産業省化学工業局長 河川局長通達）</p>
標準処理期間	<p>総期間 60日間</p> <p>経由機関 20日間（建設管理部出張所）</p> <p>処分期間 40日間（建設管理部用地管理室維持管理課）</p>
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課(電話番号: )
申請先等	建設管理部出張所施設保全室（電話番号: ）
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室（電話番号: ）
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	砂利採取法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	砂利採取法第20条第1項
許認可等の種類	砂利採取計画の変更の認可
法令の定め	砂利採取法第20条第1項 第16条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事又は河川管理者の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 砂利採取法第19条 都道府県知事又は河川管理者は、第16条の認可の申請があった場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行う砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。 砂利採取法第20条第4項 前条の規定は、第1項の規定による変更の認可に準用する。
審査基準	「砂利採取計画認可準則について」 (昭和43年10月2日 43化局第491号 建河政発第99号 通商産業省化学工業局長 河川局長通達)
標準処理期間	総期間 60日間 経由機関 20日間 (建設管理部出張所) 処分期間 40日間 (建設管理部用地管理室維持管理課)
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号: )
申請先等	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室 (電話番号: )
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

法令名	公有水面埋立法（大正10年4月9日法律57号）
根拠条項	公有水面埋立法第2条第1項
許認可等の種類	公有水面埋立ての免許
法令の定め	公有水面埋立法第2条第1項（免許） 埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事ノ免許ヲ受クヘシ
審査基準	別紙
標準処理期間	公有水面埋立ての免許 総期間 140日（主務大臣認可が必要な場合は180日） 経由機関 20日（建設管理部出張所） 経由機関 20日（建設管理部用地管理室維持管理課） 協議機関 60日（市町村議会諮問から回答まで） 処分機関 40日（建設部建設政策局維持管理防災課）
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ（電話番号：011-204-5551直通）
申請先等	建設管理部出張所施設保全室（ ）
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室（ ）
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsaki/zyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsaki/zyun.htm</a>

(別 紙)

[審査基準]

1 埋立ての免許は、原則として、次に掲げるものについて行うものとする。

(1) 法令に基づき土地を収用し又は使用しうる事業のため必要な埋立て

(2) 国又は公共団体が行う埋立て

(3) (1)に掲げるものの外、私人が行う埋立てで、公共の利益に寄与するもの

2 埋立ての理由等について

埋立てを必要とする理由及び埋立ての規模の算出根拠が確認できること。また、工業用途の埋立てであって、立地予定業種が特定しているものについては、その生産規模が確認できること。

3 埋立地の用途について

法第2条第2項第3号の埋立地の用途は、法第3条の規定による出願事項の縦覧及び地元市町村の意見聴取、法第4条の規定による埋立免許基準、法第13条の2の規定による出願事項の変更並びに法第29条の規定による埋立地の用途変更の許可等の埋立地の用途に関する趣旨を考慮して定める必要があり、具体的であること。

4 環境保全に関し講じる措置を記載した図書について

「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」とは、埋立て及び埋立地の用途に関する環境影響評価に関する資料を含む環境保全措置を記載した図書であること。

5 設計の概要について

(1) 則第1条別記様式第1記4「設計の概要」(3)の「埋立てに関する工事の施行方法」には、少なくとも、埋立工法、埋立てに用いる土砂の種類及び埋立てに関する工事の施行順序が記載されているものであること。

(2) 則第1条別記様式第1記4「設計の概要」(4)の「公共施設の配置及び規模の概要」のうち公共施設の規模とは、公共施設の敷地面積の大きさの意味であること。

6 一般平面図及び海図について

(1) 「一般平面図」は、原則として国土地理院の刊行したものであること。

(2) 「海図」は、海上保安庁の刊行したものであること。

7 却下について

「却下セラルベキナルトキ」とは、次の場合をいうものであること。

(1) 所定の図書が不足している等出願手続上瑕疵がある場合

(2) 免許基準に適合していないことが明白である場合

8 公園、緑地及び広場に関する技術的細目について

則第5条第2号の公園・緑地及び広場に関する技術的細目を適用するに当たっては、環境保全等の重要性にかんがみ、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、全体として十分なオープンスペースが確保されることとなるよう運用することとし、例えば、主たる用途が住宅用地である埋立てについての公園・緑地及び広場の割合は、おおむね埋立地の10パーセント以上を目途とすること。

9 施行令第7条第2号の「産業ノ振興、生活環境ノ向上又ハ流通機能ノ増進ヲ図ルコトヲ目的トシ」とは、少なくとも次の各号を満たすこと。

(1) 埋立地の利用計画において、産業の振興等の実現を目的としていることが具体的に明確であり、かつ、その内容が埋立地の位置、用途、周辺地域との関係からみて適切かつ合理的であること。

(2) 埋立事業が、次のような客観的な基準に適合する良質な事業であって、埋立ての目的の達成が

十分に確実であること。

① 産業の振興を図るものにあつては、産業の種類に応じて、工場立地法第4条の準則その他産業施設の整備の指針等を考慮のうえ、効率的、効果的な産業活動を行わしめるに足るものであると認められること。

② 生活環境の向上を図るものにあつては、都市計画法第33条の開発許可基準を考慮のうえ、良好な生活環境を形成するに足るものであると認められること。

③ 流通機能の増進を図るものにあつては、流通業務市街地の整備に関する法律第3条に定める基本方針等を考慮のうえ、高度な流通機能を実現するに足るものであると認められること。

10 施行令第7条第2号の「地域ノ総合的發展ニ著シク寄与スベキ埋立」とは、少なくとも次の各号を満たすこと。

(1) 地域を総合的に整備し、改善し、又は振興するための計画（その策定又は承認に当たって当該地方公共団体の環境保全部局、水産部局、都市計画部局その他関係部局が関与した総合的な計画であること。）であつて、地方公共団体が自ら策定し、又は承認した計画に沿って行われることが明らかな埋立てであること。

(2) (1)の計画の内容に照らし、当該埋立てを早期に実現することが必要かつ合理的であること。

11 施行令第7条第2号の「工事ノ竣功後三年以内ニ埋立地ノ処分ヲ完了スル見込確實ナルモノ」であるかどうかは、処分計画のみではなく、周辺地域の公共施設の整備等の客観的な見通しを踏まえて判断すること。

12 施行令第7条第2号ただし書きの適用を受ける埋立てに係る施行規則第3条第10号の図書は、国等の出資比率の状況を記載した書類及び当該埋立てと地域の総合的發展との関係を示した書類とすること。

法令名	公有水面埋立法 (大正10年4月9日法律57号)															
根拠条項	公有水面埋立法第13条の2第1項															
許認可等の種類	出願事項の変更の許可															
法令の定め	<p>公有水面埋立法第13条 (工事の着手及び竣工の時期の指定)  埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ関スル工事ノ着手及工事ノ竣工ヲ  都道府県知事ノ指定スル期間内ニ為スヘシ</p> <p>公有水面埋立法第13条の2第1項 (出願事項の変更)  都道府県知事正当ノ事由アリト認ムルトキハ免許ヲ為シタル埋立ニ  関シ埋立区域ノ縮少、埋立地ノ用途若シクハ設計ノ概要ノ変更又ハ前  条ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得</p>															
審査基準	変更する理由が具体的に確認でき、かつ、その内容が免許処分の際の審査基準に合致していること。															
標準処理期間	<table> <tr> <td>総期間</td> <td>30日</td> <td>(用途変更は115日)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>5日</td> <td>建設管理部出張所</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>10日</td> <td>建設管理部用地管理室維持管理課</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>—日</td> <td>(用途変更は60日)</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>15日</td> <td>建設部建設政策局維持管理防災課(用途変更は40日)</td> </tr> </table>	総期間	30日	(用途変更は115日)	経由機関	5日	建設管理部出張所	経由機関	10日	建設管理部用地管理室維持管理課	協議機関	—日	(用途変更は60日)	処分機関	15日	建設部建設政策局維持管理防災課(用途変更は40日)
総期間	30日	(用途変更は115日)														
経由機関	5日	建設管理部出張所														
経由機関	10日	建設管理部用地管理室維持管理課														
協議機関	—日	(用途変更は60日)														
処分機関	15日	建設部建設政策局維持管理防災課(用途変更は40日)														
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通)															
申請先等	建設管理部出張所施設保全室 ( )															
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室 ( )															
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>															

法令名	公有水面埋立法（大正10年4月9日法律57号）
根拠条項	公有水面埋立法第14条第1項、第4項
許認可等の種類	他人の土地に対する立入又は一時使用の許可
法令の定め	<p>公有水面埋立法第14条（他人の土地に対する立入又は一時使用） 埋立ノ免許ヲ受ケタル者埋立ニ関スル測量又ハ工事ノ為必要アルトキハ都道府県知事ノ許可ヲ受ケ他人ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ一時材料置場トシテ使用スルコトヲ得</p> <p>②前項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ヲ為サムトスル者ハ其ノ日時及場所ヲ少ナクモ5日前ニ其ノ土地ノ市町村長ニ通知スヘシ</p> <p>③市町村長前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ其ノ旨土地ノ占有者ニ通知スヘシ通知スルコト能ハサルトキハ告示スヘシ</p> <p>④前3項ノ規定ハ埋立ノ免許ヲ受ケムトスル者ニ関シ之ヲ準用ス</p>
審査基準	これまで処分事例がないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	審査基準と同様の理由のため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ（電話番号：011-204-5551直通）
申請先等	建設管理部出張所施設保全室（ ）
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室（ ）
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

法令名	公有水面埋立法 (大正10年4月9日法律57号)
根拠条項	公有水面埋立法第16条第1項
許認可等の種類	埋立権の譲渡の許可
法令の定め	公有水面埋立法第16条第1項 (埋立権の譲渡) 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ都道府県知事ノ許可ヲ受クルニ非サレハ埋立ヲ為ス権利ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ス
審査基準	これまで処分事例がないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	総期間 40日 経由機関 10日 (建設管理部出張所) 経由機関 10日 (建設管理部用地管理室維持管理課) 処分期間 20日 (建設部建設政策局維持管理防災課)
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551直通)
申請先等	建設管理部出張所施設保全室 ( )
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室 ( )
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakiyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakiyun.htm</a>

法令名	公有水面埋立法（大正10年4月9日法律57号）
根拠条項	公有水面埋立法第22条第1項
許認可等の種類	竣功の認可
法令の定め	公有水面埋立法第22条第1項(竣功認可等) 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ関スル工事竣功シタルトキハ遅滞 ナク都道府県知事ニ竣功認可ヲ申請スヘシ
審査基準	竣功認可申請の内容が、免許内容と同一であり、かつ、申請内容のと おり、竣功されていること。
標準処理期間	総期間 80日 経由機関 15日（建設管理部出張所） 経由機関 20日（建設管理部用地管理室維持管理課） 処分機関 45日 建設部建設政策局維持管理防災課 （内、竣功検定に要する日数30日）
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ（電話番号：011-204-5551 直通）
申請先等	建設管理部出張所施設保全室（ ）
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室（ ）
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsaki&lt;br/&gt;zyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsaki zyun.htm</a>

法令名	公有水面埋立法 (大正10年4月9日法律57号)
根拠条項	公有水面埋立法第23条
許認可等の種類	竣功認可告示前の埋立地使用の許可
法令の定め	<p>公有水面埋立法第22条第1項(竣功認可等)  埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ関スル工事竣功シタルトキハ遅滞ナク都道府県知事ニ竣功認可ヲ申請スヘシ</p> <p>②都道府県知事前項ノ竣功認可ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ告示シ且地元市町村長ニ第11条又ハ第13条ノ2第2項ノ規定ニ依リ告示シタル事項及免許条件ヲ記載シタル書面並関係図書ノ写ヲ送付スベシ</p> <p>公有水面埋立法第23条 (竣功認可の告示の日前の埋立地使用の許可)  埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ前条第2項ノ告示ノ日前ニ於テ埋立地ヲ使用スルコトヲ得但シ埋立地ニ埋立ニ関スル工事に非サル工作物ヲ設置セムトスルトキハ命令ヲ以テ指定スル場合ヲ除クノ外都道府県知事ノ許可ヲ受クヘシ</p>
審査基準	これまで処分事例がないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	総期間 75日 經由機関 15日 建設管理部出張所 經由機関 20日 建設管理部用地管理室維持管理課 処分機関 40日 建設部建設政策局維持管理防災課
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551直通)
申請先等	建設管理部出張所施設保全室 ( )
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室 ( )
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

法令名	公有水面埋立法 (大正10年4月9日法律57号)
根拠条項	公有水面埋立法第27条第1項
許認可等の種類	埋立地に関する処分の許可
法令の定め	<p>公有水面埋立法第24条第1項(竣功認可の告示の効果)  第22条第2項ノ告示アリタルトキハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ告示ノ日ニ於テ埋立地ノ所有權ヲ取得ス但シ公用又ハ公共ノ用ニ供スル為必要ナル埋立地ニシテ埋立ノ免許条件ヲ以テ特別ノ定メヲ為シタルモノハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>公有水面埋立法第27条第1項 (埋立地に関する権利の処分の制限)  第22条第2項ノ告示ノ日ヨリ起算シ10年間ハ第24条第1項ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有權ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継人当該埋立地ニ付所有權ヲ移転シ又ハ地上權、質權、使用貸借ニ依ル權利若ハ賃貸借其ノ他ノ使用及収益ヲ目的トスル權利ヲ設定セムトスルキハ当該移転又ハ設定ノ当事者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ  (以下、略)</p>
審査基準	これまで処分事例がないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	総期間 60日 経由機関 15日 建設管理部出張所 経由機関 20日 建設管理部用地管理室維持管理課 処分機関 25日 建設部建設政策局維持管理防災課
申請先等	建設管理部出張所施設保全室 ( ☎ - - )
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakiyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakiyun.htm</a>

法令名	公有水面埋立法 (大正10年4月9日法律57号)
根拠条項	公有水面埋立法第29条第1項
許認可等の種類	埋立地の用途変更の許可
法令の定め	<p>公有水面埋立法第24条第1項(竣功認可の告示の効果)  第22条第2項ノ告示アリタルトキハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ告示ノ日ニ於テ埋立地ノ所有権ヲ取得ス (以下、略)</p> <p>公有水面埋立法第29条第1項 (埋立地の用途変更の制限)  第24条第1項ノ規定依リ埋立地ノ所有権ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継人ハ第22条第2項ノ告示ノ日ヨリ起算シ10年内ニ埋立地ヲ第11条又ハ第13条ノ2第2項ノ規定ニ依リ告示シタル用途ト異ル用途ニ供セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ公用又ハ公共ノ用ニ供セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p>
審査基準	これまで処分事例がないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	総期間 60日 經由機関 15日 建設管理部出張所 經由機関 20日 建設管理部用地管理室維持管理課 処分機関 25日 建設部建設政策局維持管理防災課
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551直通)
申請先等	建設管理部出張所施設保全室 ( )
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室 ( )
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakiyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakiyun.htm</a>

法令名	公有水面埋立法 (大正10年4月9日法律57号)
根拠条項	公有水面埋立法第34条第1項
許認可等の種類	失効した免許の効力復活
法令の定め	<p>公有水面埋立法第34条第1項(免許の失効)</p> <p>左ニ掲クル場合ニ於テハ埋立ノ免許ハ其ノ効力ヲ失フ但シ都道府県知事ハ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ効力ヲ失ヒタル日ヨリ起算シ3月内ニ限り其ノ効力ヲ復活セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ埋立ノ免許ハ始ヨリ其ノ効力ヲ失ハサリシモノト看做ス</p> <p>1 免許条件ニ依リ埋立ニ関スル工事ノ実施設計認可ノ申請ヲ要スル場合ニ於テ申請ニ対シ不認可ノ処分アリタルトキハ又ハ免許条件ニ於テ指定スル期間内ニ申請ヲ為ササルトキ</p> <p>2 第13条ノ期間内ニ埋立ニ関スル工事ノ着手又ハ工事ノ竣功ヲ為ササルトキ</p>
審査基準	これまで処分事例がないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	<p>総期間 35日</p> <p>経由機関 10日 建設管理部出張所</p> <p>経由機関 10日 建設管理部用地管理室維持管理課</p> <p>処分機関 15日 建設部建設政策局維持管理防災課</p>
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551直通)
申請先等	建設管理部出張所施設保全室 ( )
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室 ( )
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

法令名	公有水面埋立法（大正10年4月9日法律57号）
根拠条項	公有水面埋立法第35条第1項
許認可等の種類	免許失効の場合の原状回復義務の免除
法令の定め	公有水面埋立法第35条第1項（免許失効の場合の原状回復義務等） 埋立ノ免許ノ効力消滅シタル場合ニ於テハ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ヲ現状ニ回復スヘシ但シ都道府県知事ハ原状回復ノ必要ナシト認ムルモノ原状回復ヲ為スコト能ハスト認ムルモノニ付埋立ノ免許ヲ受ケタル者ノ申請アルトキ又ハ催告ヲ為スニ拘ラス其ノ申請ナキトキハ現状回復ノ義務ヲ免除スルコトヲ得
審査基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していません。
標準処理期間	審査基準と同様の理由のため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ（電話番号：011-204-5551 直通）
申請先等	建設管理部出張所施設保全室（ ）
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室（ ）
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

法令名	公有水面埋立法（大正10年4月9日法律57号）
根拠条項	公有水面埋立法第36条
許認可等の種類	無免許の埋立に対する原状回復義務の免除
法令の定め	<p>公有水面埋立法第32条第1項（竣功認可の告示の日前の違反行為に対する匡正）</p> <p>左に掲クル場合ニ於テハ第22条第2項ノ告示ノ日前ニ限り都道府県知事ハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ニ対シ本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依リテ其ノ為シタル免許其ノ他ノ処分ヲ取消シ其ノ効力ヲ制限シ若ハ其ノ条件ヲ変更シ、埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ存スル工作物其ノ他物件ヲ改築若ハ除却セシメ、損害ヲ防止スル為必要ナル施設ヲ為サシメ又ハ原状回復ヲ為サシムルコトヲ得（以下、略）</p> <p>公有水面埋立法第35条第1項（免許失効の場合の原状回復義務等）</p> <p>埋立ノ免許ノ効力消滅シタル場合ニ於テハ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ヲ現状ニ回復スヘシ但シ（中略）其ノ申請ナキトキハ現状回復ノ義務ヲ免除スルコトヲ得</p> <p>公有水面埋立法第36条</p> <p>第32条第1項及第35条ノ規定ハ埋立ノ免許ヲ受ケスシテ埋立工事ヲ為シタル者ニ関シ之ヲ準用ス</p>
審査基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していません。
標準処理期間	審査基準と同様の理由のため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ（電話番号：011-204-5551 直通）
申請先等	建設管理部出張所施設保全室（ ）
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室（ ）
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

法令名	公有水面埋立法施行令 (大正11年4月8日勅令第194号)
根拠条項	公有水面埋立法施行令第8条
許認可等の種類	免許告示後における損害補償又は損害防止施設の設置請求可能な水面利用施設の設置許可
法令の定め	<p>公有水面埋立法第4条第1項、第3項（免許の規準）  都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ス</p> <p>③都道府県知事ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者アルトキハ第1項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各号ノ1ニ該当スル場合ニ非サレハ埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ス（以下、略）</p> <p>公有水面埋立法第11条（免許の告示）  都道府県知事埋立ヲ免許シタルトキハ其ノ免許ノ日及第2条第2項第1号及第3号（中略）ニ掲グル事項ヲ告示スヘシ</p> <p>公有水面埋立法施行令第8条（免許告示後の施設についての損害防止施設又は損害補償の請求禁止）  公有水面埋立法第4条第3項ノ権利ヲ有スル者ハ同法第11条ノ規定ニ依ル告示アリタル後為シタル公有水面ノ利用ニ関スル施設ニ付テハ埋立ニ因リテ生スル損害ノ防止ノ施設又ハ其ノ損害ノ補償ヲ請求スルコトヲ得ス</p>
審査基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していません。
標準処理期間	審査基準と同様の理由のため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ（電話番号：011-204-5551 直通）
申請先等	建設管理部出張所施設保全室（ ）
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室（ ）
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法施行細則（昭和40年4月1日北海道規則第35号）
根拠条項	河川法施行細則第8条
許認可等の種類	流水占用料等の減免
法令の定め	<p>河川法施行細則第8条</p> <p>法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録を受けた者の当該許可又は登録に係る行為が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、条例第7条の規定により、流水占用料等を免除する。</p> <p>(1) 国が行う流水の占用、土地の占用及び土石その他の河川産出物の採取（以下「流水の占用等」という。）</p> <p>(2) 地方公共団体が公用又は公共用に供するために行う流水の占用等（収益を伴う発電事業を除く。）</p> <p>(3) 公益法人、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合及び水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく漁業協同組合が発電のために行う流水の占用及びこれに伴う土地の占用</p> <p>(4) かんがいのために行う流水の占用及びこれに伴う土地の占用</p> <p>(5) 公共の土木施設の災害復旧等の用に供するために行う河川の産出物の採取その他知事が特別の理由があると認める流水の占用等</p> <p>2 前項に掲げる行為のほか、条例第7条の規定により流水占用料等の減免を受けようとする者は、別記第5号様式の申請書を提出しなければならない。</p>
審査基準	別紙
標準処理期間	総期間 15日間 経由機関 5日間（建設管理部出張所） 処分機関 10日間（建設管理部用地管理室維持管理課）
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）
申請先等	建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
問い合わせ先	建設管理部出張所施設保全室（電話番号： ）
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm</a>

(別紙)

【流水占用料等の減免に係る審査基準】

- 1 細則第8条第1項の規定に基づき許可又は登録に係る行為が同項各号のいずれかに該当するときは、流水占用料等を免除することとしたが、その取扱いについて留意すべき事項は、次のとおりであること。
  - (2) 免除の決定に当たっては、許可又は登録申請書の記載事項等につき、その的確性を充分調査のうえ、遺憾のないようにされたいこと。
  - (3) 細則第8条第1項各号関係
    - ア 第1号の「国」には、国とみなされる者を含むものであること。
    - イ 第2号の規定により地方公共団体が行う流水の占用等で流水占用料等を免除するものは、地方公共団体が公用又は公共用に供するために行うものに限られるものであること。  
なお「収益を伴う発電事業」とは、発電した電力を電力会社に売電した料金収入をもって事業経営する公営電気事業をいうこと。
    - ウ 第3号の「公益法人」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する「特例民法法人」を含む）をいい、「農業協同組合」には、開拓農業協同組合を含むものとする。
    - エ 第3号及び第4号により免除することとなる土地占用料は、当該流水の占用に直接附随するものに限られるものであること。  
なお、第4号の「かんがいのため」には、かんがいを行う者が土地改良施設等に電力を供給するために流水の占用等を行う場合を含むものとする。
    - オ 第5号の「特別の理由」とは、次に掲げるものとする。
      - (ア) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく工事及びこれに関連する工事並びに国又は地方公共団体が行う河川工事（治水砂防工事を含む。）の用に供するため土石その他の河川産出物を採取するとき。
      - (イ) 土地改良区又は農業協同組合等が補助事業である土地改良工事の客土の用に供するため自ら土砂を採取するとき。
      - (ウ) 水防法（昭和24年法律第193号）の規定による水防管理団体、河川愛護団体等が水防の用に供するため土石その他の河川産出物を採取するとき。
      - (エ) 廃川敷地となるべき土地と新たに河川区域となるべき民有地との交換を予定している場合において、河川工事その他のため当該民有地を使用するとき（使用する民有地の価格に相当する廃川敷地の区域に限る。）
- 2 細則第8条第2項又は第9条の規定による申請により流水占用料等を減免又は返還する場合にあっては、次に掲げるもので流水占用料等を減免又は返還することが適当であると認められるものであること。
  - ア 水害その他の不可抗力により許可又は登録を受けた目的を達成することができなくなったとき。
  - イ 寒冷、霜、湿潤等の災害により著しく資力を喪失したとき。
  - ウ 生活保護を受けることとなったとき。
  - エ 専ら公共用に供するために土地を占用することとなったとき。
  - オ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び各独立行政法人個別法に基づく独立行政法人が公用又は公共用に供するため行う流水の占用等（収益を伴う事業を除く。）
  - カ 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の区域が河川区域と重複している場合で、道路管理者から道路法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可を受け、又は道路法第35条の規定により同意された占用物件で、道路管理者に占用料を支払っているとき。
  - キ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づく地方独立行政法人が公用又は公共用に供するため行う流水の占用等（収益を伴う事業を除く。）
  - ク 指定河川廃止後の堤外地の土地占用料が、前年度占用料の1.2倍を超えたとき。（建造工作物敷地及びその他の敷地の土地占用料は除く。）
  - ケ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく鉄道事業者が行う鉄道事業で、一般の需要の用に供する鉄道施設に係る流水の占用等  
なお、申請書を審査するに当たっては、市町村、農業委員会、民生委員、道路管理者その他申請内容を証明するに妥当である官公署等の証明書等を申請書に添付させ、申請内容が事実と相違ないことを確認すること。
- 3 減免又は返還の基準は、次のとおりであること。
  - (1) 採草又は放牧の目的で、土地の占用の許可を受けている場合の土地占用料の減免又は返還については、当該許可地が採取又は使用不能となった面積（面積割）又は期間（月割）に応じて、土地占用料を減免し、又はその全部若しくは一部を返還すること。
  - (2) 土石その他の河川の産出物の採取の場合における土石採取料その他の河川産出物採取料の減免又は

返還については、採取の目的を達せられなかった割合に応じて、土石採取料その他の河川産出物採取料を減免し、又はその全部若しくは一部を返還すること。

(3) (1)及び(2)以外の減免又は返還の基準については、別途通達する。

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
根拠条項	河川法第 53 条の 2 第 1 項
許認可等の概要	渇水時における水利使用の特例
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担当部課	建設部建設政策局維持管理防災課
担当者名	管理グループ 岡田 (内線：29-319)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
根拠条項	河川法第 58 条の 4 第 1 項
許認可等の概要	河川保全立体区域内の行為の許可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担当部課	建設部建設政策局維持管理防災課
担当者名	管理グループ 岡田 (内線：29-319)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
根拠条項	河川法第 58 条の 6 第 1 項
許認可等の概要	河川予定立体区域内の行為の許可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担当部課	建設部建設政策局維持管理防災課
担当者名	管理グループ 岡田 (内線：29-319)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
根拠条項	河川法第 58 条の 8 第 1 項
許認可等の概要	河川協力団体の指定
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担当部課	建設部建設政策局維持管理防災課
担当者名	管理グループ 岡田 (内線：29-319)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）
根拠条項	公有水面埋立法第 14 条第 1 項、第 4 項
許認可等の概要	他人の土地に対する立入又は一時使用の許可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担当部課	建設部建設政策局維持管理防災課
担当者名	管理グループ 岡田 (内線：29-319)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）
根拠条項	公有水面埋立法第 35 条第 1 項
許認可等の概要	免許失効の場合の原状回復義務の免除
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担当部課	建設部建設政策局維持管理防災課
担当者名	管理グループ 岡田 (内線：29-319)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）
根拠条項	公有水面埋立法第 36 条
許認可等の概要	無免許の埋立に対する原状回復義務の免除
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担当部課	建設部建設政策局維持管理防災課
担当者名	管理グループ 岡田 (内線：29-319)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	公有水面埋立法施行令（大正 11 年勅令第 194 号）
根拠条項	公有水面埋立法施行令第 8 条
許認可等の概要	免許告示後における損害補償又は損害防止施設の設置請求可能な水面利用施設の設置許可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担当部課	建設部建設政策局維持管理防災課
担当者名	管理グループ 岡田 (内線：29-319)